

令和元年度 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ & Aについて
(その2)

【届出関係について】

問1 既存の養成施設等が新カリキュラムに基づく指定科目等に関する授業を開始しようとする場合に、指定権者に提出すべき書類はなにか。

問2 事前の変更届は、いつまでに提出する必要があるのか。例えば、令和3年度入学者が2年生になってから指定科目の履修が開始される場合、その指定科目が開講される6ヶ月前で良いか。

また、変更する6ヶ月前までに届け出る必要があるのは、教育内容の変更のみであって、それに伴う実習施設や実習指導者の変更等は変更後1ヶ月以内の届出で良いか。

問3 既に指定科目等の読替の個別認定を受けている科目の取り扱い如何。

【実習時間について】

問4 ソーシャルワーク実習の時間数については「1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること」とあるが、180時間以上であれば、230時間（実習施設A）と10時間（実習施設B）といった実習時間の配分でも問題ないか。

問5 介護福祉士養成課程における「介護実習」の履修者は60時間を上限に実習時間の免除が可能となるが、介護福祉士養成課程を修了しなかった場合においても免除は可能か。

【編入学生の取り扱いについて】

問6 編入学をした学生に対する新カリキュラムの適用時期はどうなるのか。新入生と同じく令和3年度編入生より新カリキュラムの適用となるのか、或いは、令和3年度新入生が3年次に進級する令和5年度の編入生より新カリキュラムを適用すれば良いのか。

問1 既存の養成施設等が新カリキュラムに基づく指定科目等に関する授業を開始しようとする場合に、指定権者に提出すべき書類はなにか。

(答)

1. 既存の養成施設等が新カリキュラムに伴い科目名等の変更の申請を行う場合は、指定権者に「大学等確認変更届」を提出する必要があるが、変更届に添付する書類は変更があるものみの提出で差し支えない。例えば、教員や実習指導者に関する変更がない場合は、「教員に関する調書」や「実習指導者に関する調書」の提出は必要とされない。

問2 事前の変更届は、いつまでに提出する必要があるのか。例えば、令和3年度入学者が2年生になってから指定科目の履修が開始される場合、その指定科目が開講される6ヶ月前で良いか。

また、変更する6ヶ月前までに届け出る必要があるのは、教育内容の変更のみであって、それに伴う実習施設や実習指導者の変更等は変更後1ヶ月以内の届出で良いか。

(答)

1. 事前の変更届の提出は、原則として新たな教育内容を受ける学生が入学する6ヶ月前までに行い、「教員に関する調書」や「実習指導者に関する調書」は、変更がある場合に限り「大学等確認変更届」と同時期に提出することを想定している。しかしながら、届出が集中しないよう指定権者の判断により事前の変更届の提出期限の変更等は可能であるため、具体的な提出期限等は指定権者に問い合わせされたい。

問3 既に指定科目等の読替の個別認定を受けている科目の取り扱い如何。

(答)

1. 既に所定の手続きを経て指定科目等の読替の個別認定を受けている場合は、新カリキュラムにおいて指定科目名が変更になっても、現在の指定科目名が新カリキュラムにおける読替の範囲に含まれるため、再度の個別認定は想定していない。例えば、既に「人体と疾病の理解」という開講科目名で、「人体の構造と機能及び疾病」の読替の個別認定を受けている場合、新カリキュラムでは指定科目名が「医学概論」へ変更となるが、「医学概論」の読替の範囲に「人体の構造と機能及び疾病」が含まれるため、再度の個別認定は必要とされな

い。

2. 同様に、既に読替の個別認定を受けている科目を「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」別添1(2)に該当する数字等を加えて区分する場合は、再度の個別認定は想定していない。

例えば、「相談援助実習」の読替として「コミュニティソーシャルワーク実習」で個別認定を受けたものを、新たに実習時間が増加したことを受け、「コミュニティソーシャルワーク実習Ⅰ」と「コミュニティソーシャルワーク実習Ⅱ」に分ける場合は、再度の個別認定は必要とされない。

3. しかしながら、これらの場合においても、カリキュラムの見直しによって新たに定められた科目の「ねらい」や「教育に含むべき事項」等が、シラバスや授業内容に適切に含まれるようご留意頂き、シラバスが変更された場合には、指定権者へ提出する必要がある。

問4 ソーシャルワーク実習の時間数については「1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること」とあるが、180時間以上であれば、230時間（実習施設A）と10時間（実習施設B）といった実習時間の配分でも問題ないか。

（答）

1. 今般の見直しにより、実習に関しては時間数を60時間増加するとともに、多様化・複雑化した問題に対応出来る実践力を養うため、機能の異なる2カ所以上の実習施設で実施することとした。2カ所以上の実習施設に対する時間数の配分は、1つの実習施設においては180時間以上行うことを基本とした上で、各養成施設等において、科目のねらいや教育に含むべき事項が充分学習できるようご配慮頂き、適切にご判断頂くものであるが、問の場合のように一方の実習施設における時間数が著しく短い場合は、充分な教育効果が期待できないことから望ましくないと考えている。

問5 介護福祉士養成課程における「介護実習」の履修者は60時間を上限に実習時間の免除が可能となるが、介護福祉士養成課程を修了しなかった場合においても免除は可能か。

（答）

1. 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」等において「介護福祉士養成課程における『介護実習』を履修している者については、実習のうち 60 時間を上限として免除可能とすること」とお示ししているとおり、介護福祉士養成課程を修了しなかった場合等においても、「介護実習」の履修をもって免除は可能である。

問6 編入学をした学生に対する新カリキュラムの適用時期はどうなるのか。新入生と同じく令和3年度編入生より新カリキュラムの適用となるのか、或いは、令和3年度新入生が3年次に進級する令和5年度の編入生より新カリキュラムを適用すれば良いのか。

(答)

1. 新カリキュラムによる新たな教育内容の導入は、令和6年度より新たな教育内容に基づく国家試験が実施されることから、それまでに必要とされる教育期間及び相談援助実務経験を満たせるよう、その開始時期の例をお示ししたところである。問の場合においては、編入年次の履修カリキュラムに合わせる事となる。例えば、令和4年度より2年次に編入をする場合には新カリキュラムによる履修となるが、令和4年度より3年次に編入をする場合には旧カリキュラムによる履修となる。